

株 主 各 位

平成19年6月4日
証券コード 2607
大阪市中央区西心斎橋2丁目1番5号
(本社事務所 大阪府泉佐野市住吉町1番地)

不二製油株式会社

取締役社長 海老原 善隆

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
全日空ゲートタワーホテル大阪 6階 RICCホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の承認の件
 - 第4号議案 取締役16名選任の件
 - 第5号議案 監査役4名選任の件
 - 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第7号議案 取締役賞与支給の件
 - 第8号議案 取締役報酬額改定の件
 - 第9号議案 監査役報酬額改定の件
 - 第10号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりの期末配当といたしたいと存じます。

第79期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は金644,805,113円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成19年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第3号議案をお諮りするにあたり、当社株主総会の決議により買収防衛策を導入するための根拠規定を定めるとともに、本定款に規定する買収防衛策の定義を明らかにするために、第44条を新設するものであります。
- (2) 当社株主総会が、対抗措置（資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的としない新株予約権の無償割当て等の当社に対する買収の実現を困難にする方策）発動の是非を決議するための根拠規定を定めるとともに、当社取締役会が、法令により認められる場合のほか、事前に導入された買収防衛策に基づいて対抗措置の発動を決議できることを定めるために、第45条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第43条（条文省略）	第1条～第43条（現行どおり）
(新 設)	第8章 買収防衛策
(新 設)	<u>（買収防衛策の導入等）</u> 第44条 当会社の株主総会においては、法令または定款に定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策をその決議により定めることができる。
(新 設)	<u>（2）本定款における買収防衛策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株の発行または新株予約権の無償割当て等を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策を含む買収に関する対応方針で、買収が開始される前に導入されるものをいう。</u> <u>（対抗措置の発動）</u>
(新 設)	第45条 当会社の株主総会または取締役会は、法令により認められる場合のほか、買収防衛策に基づき、資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的としない新株の発行または新株予約権の無償割当て等の当社に対する買収の実現を困難にする方策の発動を決議することができる。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策の承認の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、変更後の当社定款第44条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 本プラン導入の目的

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われまます。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様が意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確認する必要があります。そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そもそも、当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）が構築してきた企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめ、当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

かかる認識に基づき、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上させることを目的に、第79回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で株主の

皆様のご了承をいただけることを条件として、本プランを導入し、大量取得の提案が行われた場合に大量取得者（２．（１）において定義されます。）、および当社取締役会が遵守すべき手続き、ならびに当社株主の皆様の意思を確認するための手続き等について客観的かつ具体的に定めることを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量取得行為（２．（２）において定義されます。）が行われる場合に、当社取締役会が大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）に対し、（i）事前に当該大量取得行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ii）当該大量取得行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（iii）当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量取得者との交渉を行い、（iv）当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定めております。かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量取得者には、当社取締役会が当該大量取得行為につき当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資すると認め、その旨を公表した場合を除いて、前記（i）から（iv）の一連の手続きに従い、株主総会の決議が完了する日まで大量取得行為の開始をお待ちいただくことを要請するものであります。

(2) 対象となる大量取得行為

本プランは、（i）特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）または、（iii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注４）（以下かかる買付行為または合意等を「大量取得行為」といいます。）を適用対象といたします。

(3) 情報提供の要求

前記(2)に定める大量取得行為を行う大量取得者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量取得行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）および大量取得者が大量取得行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただ

きます。

本必要情報の具体的内容は大量取得者の属性および大量取得行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりであります。

- ① 大量取得者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（大量取得者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量取得者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大量取得者が行った当社有価証券にかかる全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大量取得者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③ 大量取得行為の目的、方法および内容（大量取得行為の対価の価額・種類、大量取得行為の時期、関連する取引の仕組み、大量取得行為の方法の適法性、大量取得行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量取得行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に關し、大量取得行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当初提供していただいた情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議の上、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量取得者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

大量取得行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

(4) 取締役会による大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・情報開示

大量取得者より情報提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合は、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量取得行為の場合）の検討期間（以下「取締役会評価期間」）といたします。但し、当社取締役会は、当社企業価値・株主共同の利益の確保・向上のため大量取得行為の内容の検討・大量取得者との交渉・代替案の作成等に必要範囲内で検討期間を延長することができるものといたします。なお、当社取締役会は取締役会評価期間を延長する場合には、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行います。）を設定いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量取得者から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量取得者の大量取得行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員、地域関係者等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得るものといたします。

その上で、当社取締役会は、大量取得行為の内容を検討し大量取得行為の内容を改善させるために、必要に応じ、大量取得者と協議、交渉を行います。大量取得者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量取得者から提出された買付説明書の概要、大量取得者の大量取得行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、株主の皆様に対し、当社取締役会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(5) 株主意思の確認手続き

取締役会評価期間終了後、当社取締役会は、原則として、当社取締役会が下記（i）から（iii）までに該当すると判断した場合を除き、当該大量取得行為に対し対抗措置を発動するかどうかについて当社株主の皆様判断していただきます。

（i）大量取得者が本プランに定める手続きを遵守していない場合

（ii）大量取得行為が3.（1）イ. またはロ. で規定する事項に該当する場合

（iii）大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものといたします。

当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大量取得行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、前記2. (4)における取締役会評価期間終了後、本株主総会において議決権を行使できる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定いたします。本基準日は、関係法令および証券保管振替機構による実質株主確定にかかる実務に照らして定めることが可能な最も早い日とし、当社は、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により本基準日の公告を行うものといたします。また、当社は、対抗措置の発動の是非に関する株主の皆様のご意向を速やかに確認するため、対抗措置として会社法その他の法令および当社定款により認められる措置のうち、当社がその時点で相当と考える対抗措置の内容を決定した上で、本株主総会を遅滞なく開催いたします。

- ① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主といたします。
- ② 本株主総会の決議は、法令および当社定款第15条第1項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものといたします。
- ③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の大量取得行為を開始してはならないものといたします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものといたします。

3. 大量取得行為が行われた場合の対応方針

(1) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合

大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守した場合には、当社取締役会は、前記2.

(5) 記載のとおり、当社株主の皆様による本株主総会の決議により、大量取得行為に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。

なお、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であって、かつ、当該買付等の提案が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は対抗措置を講じないものといたします。

もっとも、本プランに定められた手続きが遵守されている場合であっても当該大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守るために、取締役会の決議により対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量取得行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

イ. 次の①から④までに掲げる行為等により当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量取得行為である場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

ロ. 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量取得行為である場合

これらの場合、当社取締役会は、当該大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうか否か判断の合理性・客観性を高めるために、外部専門家等の助言を得つつ、対抗措置の発動、不発動の判断を行うものとします。

なお、大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、本株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大量取得者が本株主総会終了の前までに大量取得行為を開始し、または当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合に該当すると当社取締役会が判断したときは、本株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものといたします。

(2) 大量取得者が本プランに定められた手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、大量取得者により本プランに定める手続きが遵守されない場合には、引き続き本必要情報および買付説明書の提出を求めて大量取得者と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合および前記2. (5) の株主意思の確認手続きに進むべきとの判断を行った場合を除き、原則として当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものといたします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量取得行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。

4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および(変更等の場合には)変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(注1) (i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下本議案において同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下本議案において同じとします。)並びに当該保有者との間でまたは当該保有者の共同保有者との間で保有者・共同保有者間の関係と類似した一定の関係にある者(以下「準共同保有者」といいます。)または、(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

(注2) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、①当該保有者の株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下本議案において同じとします。)も計算上考慮されるものとします。)と、②当該保有者の準共同保有者の株券等保有割合とを合わせた割合(但し、①と②の合算において、①と②との間で重複する保有株券等の数については、控除するものとします。)または、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量取得者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。なお各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)および総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

- (注3) 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、または当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他証券取引法第27条の23第5項および第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。

第4号議案 取締役16名選任の件

本総会終結の時をもって取締役15名全員は任期満了となりますので、取締役16名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	浅原和人 (昭和20年9月21日生)	昭和43年4月 当社入社 平成3年4月 油脂事業本部油脂生産部長 平成6年3月 PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. 取締役工場長 平成10年4月 蛋白食品事業部長 平成10年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成13年10月 食品第二事業部長 平成14年4月 当社代表取締役社長 平成19年4月 当社取締役会長（現任）	22,000株
2	海老原善隆 (昭和21年1月9日生)	昭和52年10月 当社入社 平成元年11月 食品研究所油脂開発部長 平成4年2月 VAMO-FUJI SPECIALTIES N. V. 副社長 平成10年4月 油脂事業部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役 平成15年4月 兼株式会社阪南タンクターミナル代表取締役社長 平成16年4月 兼油脂事業部分掌 平成17年4月 欧州・米国事業統括本部長 平成18年6月 兼油脂事業部門分掌 平成19年4月 当社代表取締役社長（現任）	8,800株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
3	河 部 博 国 (昭和22年5月14日生)	昭和41年3月 当社入社 平成4年4月 油脂食品事業本部開発輸入部長 平成6年5月 WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. 社長 平成10年4月 兼WSF事業部長 平成12年4月 兼東南アジア地域担当 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 兼東南アジア事業化担当兼PT. FREYABADI INDOTAMA副社長 平成15年5月 兼FUJI SUNNY FOODS CORP. PTE. LTD. 社長 平成16年4月 当社常務取締役 食品第一事業部、食品第二事業部、WSF事業部、 関東工場分掌兼食品第二事業部長 平成17年4月 アジア・中国事業統括本部長、製菓製パン素材 事業部、食品素材輸入事業部分掌 平成18年6月 兼製菓製パン素材事業部門分掌 平成19年4月 当社代表取締役副社長（現任）	11,110株
4	森 弘 之 (昭和20年8月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 蛋白事業部長 平成10年1月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長 平成10年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成13年4月 特許商標室、新技術開発室、技術部、新素材 研究所担当兼つくば研究開発センター長 平成14年4月 兼工務部、つくば研究開発センター担当兼技 術部長 平成15年4月 兼フードサイエンス研究所、阪南研究開発セ ンター担当 平成16年4月 フードサイエンス研究所、商品・ソフト開発 研究所、技術部、特許商標室、新技術開発室、 阪南研究開発センター、つくば研究開発セン ター分掌 平成17年4月 生産性推進本部長（現任）兼研究開発本部分 掌 平成18年11月 兼安全・品質・環境担当兼安全環境本部、品 質保証部分掌（現任） 平成19年4月 当社専務取締役兼技術開発部・工務部分掌（現 任）	9,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
5	片 山 務 (昭和21年10月17日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 ソファーム事業部長 平成12年4月 兼大阪支店長 平成12年6月 当社取締役 平成13年10月 兼蛋白食品事業部長兼不二つくばフーズ株式 会社取締役社長兼神戸工場担当 平成14年4月 当社常務取締役（現任） 平成15年5月 兼蛋白食品小売事業部長兼蛋白食品小売事業 部ソファーム販売部長 平成16年4月 蛋白食品事業部、蛋白食品小売事業部分掌 平成17年4月 特命担当（上海旭洋緑色食品有限公司担当） （現任）兼安全・品質・環境担当兼安全環境本 部、品質保証部分掌兼阪南事業所長 平成18年11月 フジプロテインテクノロジー株式会社代表取 締役社長（現任） 平成19年4月 東京支社長（現任） ●フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長	7,800株
6	寺 嶋 正 彦 (昭和20年6月16日生)	昭和43年4月 当社入社 平成3年6月 食品研究所食研管理室長 平成6年2月 開発本部企画管理室長 平成7年10月 人事部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役（現任） 兼秘書室、人事部、総務部分掌兼熊取研修所 長 平成17年4月 人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライ アンス担当（現任）兼人事部長	13,300株
7	岡 本 和 三 (昭和24年8月7日生)	昭和51年3月 当社入社 平成10年4月 東京販売第一部副部長 平成12年4月 東京販売第四部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 販売部門分掌補佐 平成17年4月 販売本部副本部長 平成18年4月 当社常務取締役販売本部長（現任）	7,231株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
8	山中敏正 (昭和24年12月8日生)	平成17年5月 伊藤忠商事株式会社退社 平成17年5月 当社入社 管理本部副本部長兼管理本部経営管理部長 平成17年7月 当社執行役員 平成18年4月 管理本部長兼管理本部経営管理部長 (現任) 平成18年6月 当社取締役兼リスク管理担当兼情報開示担当 平成19年4月 当社常務取締役兼リスク管理担当兼情報開示担当 (現任)	3,700株
9	岩朝央 (昭和25年12月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成7年11月 不二製油(張家港)有限公司総経理 平成11年1月 兼不二製油(張家港保税区)有限公司総経理 平成15年11月 技術部長 平成16年6月 当社取締役 (現任) 平成19年4月 蛋白素材事業部長 (現任)	8,500株
10	高木茂 (昭和26年2月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成7年10月 食品第二事業部食品第二生産部長 平成15年8月 トーラク株式会社常務取締役 平成16年6月 当社取締役 (現任) 平成17年4月 トーラク株式会社専務取締役 平成18年4月 同社代表取締役社長 (現任) ●トーラク株式会社代表取締役社長	7,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
11	寺 西 進 (昭和28年6月13日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年2月 吉林不二蛋白有限公司総経理 平成14年7月 蛋白事業部蛋白生産部長 平成16年4月 蛋白事業部長 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成19年4月 技術開発部長(現任)	8,400株
12	清 水 洋 史 (昭和28年7月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年10月 蛋白販売本部小売事業部開発室長 平成11年10月 新素材事業部長兼新素材販売部長 平成13年7月 食品機能剤事業部長 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理兼 不二製油(張家港保稅区)有限公司董事長/総 経理(現任) ●不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理兼不二製油(張 家港保稅区)有限公司董事長/総経理	4,200株
13	中 村 修 (昭和25年4月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成9年10月 アジア販売部長 平成12年10月 FUJI VETETABLE OIL, INC. 社長 平成15年9月 当社東京販売第一部長 平成17年7月 当社執行役員(現任) 平成18年4月 食品機能剤事業部長兼大阪支店長 平成19年4月 販売本部副本部長(西日本担当)兼大阪支店長 (現任)	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
14	小林 誠 (昭和28年7月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成8年7月 応用研究所つくば第二開発室長 平成14年4月 食品第二事業部長 平成16年4月 商品・ソフト開発研究所長兼商品・ソフト開発研究所 商品・ソフト開発第二部長 平成18年4月 研究開発本部長（現任） 平成18年7月 当社執行役員（現任）	2,321株
15	前田 裕一 (昭和30年1月25日生)	昭和58年4月 当社入社 平成7年10月 中央研究所 第一研究室長 平成11年10月 新素材事業部副事業部長兼新素材開発室長 平成14年4月 新素材研究所長兼つくば研究開発センター長 平成17年4月 研究開発本部長兼つくば研究開発センター長 平成17年7月 当社執行役員（現任） 平成18年4月 経営企画室長（現任）	9,800株
16	青木 芳久 (昭和27年1月17日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年4月 生活産業経営企画部長 平成12年4月 食料経営企画部長 平成15年4月 食料カンパニープレジデント補佐兼食料原料第二事業部長 平成15年6月 同社執行役員 平成16年4月 同社食糧部門長 平成16年6月 当社社外監査役（現任） 平成18年4月 伊藤忠商事株式会社常務執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント兼食品流通部門長（現任）	0株

(注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 青木芳久氏は、社外取締役候補者であります。

(注3) 青木芳久氏については、伊藤忠商事株式会社の常務執行役員としての食料事業の経営における豊富なご経験および専門的知識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注4) 青木芳久氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。

第5号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役4名全員は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	南 廣 次 (昭和23年1月30日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年2月 経理部長 平成13年4月 経営管理部長 平成14年4月 資材部長 平成17年4月 購買本部長兼購買本部資材部長 平成18年4月 購買本部参与 平成18年6月 当社常勤監査役(現任)	10,200株
2	岩 崎 励 自 (昭和22年6月8日生)	平成13年3月 伊藤忠商事株式会社退社 平成13年4月 当社入社 平成13年9月 PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. 社長 平成17年4月 FUJI OIL(SINGAPORE) PTE. LTD. 社長 平成18年7月 当社執行役員(現任)	6,500株
3	松 本 耕 一 (昭和26年9月30日生)	昭和50年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年5月 同社金属・エネルギー管理部金属事業チーム長 平成16年6月 同社食料経営管理部長代行 平成17年4月 同社食料事業・リスクマネジメント部長 平成19年5月 同社食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサー(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
4	佐藤 浩雄 (昭和30年7月23日生)	昭和54年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年4月 飲料原料部長 平成18年4月 食糧部門長（現任）	0株

- (注1) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 松本耕一および佐藤浩雄の両氏は、社外監査役候補者であります。
- (注3) 松本耕一氏については、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニー内で経営管理・リスクマネジメント等の幅広い業務のご経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
- (注4) 佐藤浩雄氏については、伊藤忠商事株式会社の食糧部門長としてのご経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠の社外監査役は社外監査役が法令に定める員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とし、かつ、本議案の決議の効力は当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとなります。ただし、補欠の社外監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 ●他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
竹内 壽一 (昭和33年8月22日生)	昭和56年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成10年4月 食料部門プロジェクト・開発チーム長代行 平成12年4月 食料経営企画部e-ビジネス・プロジェクトチーム長 平成12年10月 食料経営企画部プロジェクト企画チーム長 平成19年5月 食料事業統括部長(現任)	700株

- (注1) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 竹内壽一氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。
- (注3) 竹内壽一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- (注4) 竹内壽一氏が社外監査役に就任された場合、その食料事業における豊富なご経験および専門的知識等を当社の監査機能の強化に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

第7号議案 取締役賞与支給の件

会社法の施行により、当期から利益処分案による取締役賞与の支給ができなくなったため、当期に限り、本議案にて支給いたしたいと存じます。当期の業績、従来の取締役賞与の支給額およびその他諸般の事情を勘案し、当期末時点の取締役15名に対し総額3,336万円（うち社外取締役1名には支給しないものとします）を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する賞与の支給額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第8号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和61年6月27日開催の第58回定時株主総会におきまして月額2,500万円以内とご決議いただき今日に至っております。会社法の施行により、取締役賞与については報酬等に含まれることとなったため、取締役報酬制度の見直しを実施いたしました。見直し内容は次のとおりであります。

今後においては、賞与を取締役の報酬枠内へ組み込み、弾力的な運用が可能となるように月額方式から年額方式に改め、経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮し、取締役の報酬総額を年額5億円以内（うち社外取締役1,200万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。現任の取締役は15名（うち社外取締役1名）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は16名（うち社外取締役1名）となります。

第9号議案 監査役報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、昭和60年6月28日開催の第57回定時株主総会におきまして月額300万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、現行の月額による報酬額の定めを年額に改め、経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮し、年額6,000万円以内（うち社外監査役1,500万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、現任の監査役は4名であり、第5号議案が原案どおり承認可決されましても、現行と同じく監査役は4名となります。

第10号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役二宮幸博、取締役小幡静雄の両氏および監査役山口正之氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
二宮 幸博	平成8年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成15年4月 当社専務取締役（現任）
小幡 静雄	平成8年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成16年4月 当社専務取締役（現任）
山口 正之	平成17年6月 当社常勤監査役（現任）

以上

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
全日空ゲートタワーホテル大阪 6階 RICCホール
(JR関西空港線、南海関西空港線りんくうタウン駅直結)



りんくうタウン駅へのアクセス

- なんばより…南海電鉄（空港急行）で約40分
- 天王寺より…JR（関空快速）で約45分
- 和歌山市内より…JRまたは南海電鉄で約40分
- 関西国際空港より…JRまたは南海電鉄で約5分